許可番号　第０９４５０００６０７０号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　埼玉県さいたま市見沼区大字片柳１０４５番地の１
氏　名　　株式会社ショーモン
　　代表取締役　松澤　敏也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

福島県いわき市長之印

いわき市長　清　水　敏　男

| | |
|---|---|
| 許可の年月日 | 令和　２年　１月２１日 |
| 許可の有効期限 | 令和　９年　１月１７日 |

１．事業の範囲
⑴　事業の区分
　収集及び運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
⑵　特別管理産業廃棄物の種類
　廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）
　廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの又は特定有害産業廃棄物）
　廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの又は特定有害産業廃棄物）
　感染性産業廃棄物
　廃石綿等
　燃え殻（特定有害産業廃棄物）
　汚泥（特定有害産業廃棄物）
　鉱さい（特定有害産業廃棄物）
　ばいじん（特定有害産業廃棄物）
　以上９種類
　注）特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３．許可の条件
　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４．許可の更新又は変更の状況

| | |
|---|---|
| 平成２２年　１月１８日 | 新規許可 |
| 平成２７年　１月１８日 | 更新許可 |
| 令和　２年　１月２１日 | 更新許可（優良認定） |

５．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　有・無

備考

マリンタワー

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上１１項目

廃酸（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上２４項目

廃アルカリ（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上２４項目

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上６項目

汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上２４項目

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上６項目

ばいじん（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上８項目

以　下　余　白